

女性の職業選択に資する情報の公表について

令和2年6月30日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第17条の規定により、女性の職業生活における活躍に関する情報を次のとおり公表する。

1 特定事業主行動計画において目標設定した項目

| 項目 | 市長部局等 |
|---|-------|
| 管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性職員の割合（R2.4.1） | 5.7% |
| 係長相当職以上の女性職員の割合（R2.4.1） | 17.9% |
| 育児休業を取得する男性職員の割合（H31） | 0.0% |
| 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合（H31） | 50.0% |
| 月に60時間以上超過勤務を行う常勤職員の割合（H31） | 10.1% |
| 常勤職員の月平均超過勤務時間（H31） | 9.8時間 |
| 職員の年次休暇の平均取得率（H31） | 20.4% |

2 その他の項目

| 項目 | 市長部局等 |
|---------------------------|-------|
| 採用した職員に占める女性職員の割合（R2.4.1） | 25.0% |

※市長部局等…市長部局、市議会事務局、市教育委員会事務局、市公平委員会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局